## 募集要項 学術専門職員 (特定短時間勤務有期雇用教職員)

職名及び人数	学術専門職員 1名
契約期間	令和7年11月1日以降なるべく早い日(応相談) ~ 令和8年3月31日
更新の有無	更新する場合があり得る。
	更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は2回、在職できる期間は令和10年3
	月31日を限度とし、以後更新しない。
	更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務
	成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から 14 日間
就業場所	高大接続研究開発センター入試企画部門(東京都文京区本郷 7 - 3 - 1)
	変更の範囲:原則同一部局内
業務内容	(1)高大接続研究開発センターが所管する web サイト「キミの東大」の編集・更新作
	業、画像編集等業務補助、対外調整業務、学生ワーカーとの連絡調整、アップロード
	作業、SNS 投稿作業等
	(2)高大接続研究開発センターが担当する「大学案内」制作にかかる対外調整業務、
	記事の校正・校閲、学生等との連絡調整等
	(3)高大接続研究開発センター入試企画部門が行っている学校推薦型選抜説明会に関
	する業務
	(4)学校推薦型選抜入学生に関連する調査・報告に関わる業務等
	(5)その他、高大接続研究開発センターにかかわる業務
	変更の範囲:業務上の必要により配置又は業務を変更することがある
就業日・就業	週5日、1日7時間以内(就業日・就業時間については応相談)
時間	時間外労働を命じることがある。
休日	土・日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	時給 1,500 円~2,000 円 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。
	通勤手当(原則 55,000 円/月まで)、超過勤務手当
加入保険	法令の定めにより健康保険(文科省共済)、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1)高大接続研究開発センターが所管する高校生向け web サイト「キミの東大」の
	運営や、本センターの事業に対し、東京大学の公共性を自覚し、熱意・責任感を
	もって関われる方。
	2) 本学の入試制度を理解し、学校推薦型選抜に関する分析業務などに意欲を持って
	業務に当たられる方。
	3) チームワークを尊重し、円滑なコミュニケーションがとれ、協調性をもって業務
	に当たれる方。
	4) 積極的に業務に取り組む意欲があり、問題に対し柔軟に対応できる方。

	5)Microsoft Word、Excel、PowerPoint、電子メールの各アプリケーションの基本
	操作が可能で、情報検索、文書作成、文書校正、電子メールのやり取りができる
	方。Microsoft Teams や Zoom が使えることが望ましい。
	6)WordPress、Photoshop、Illustrator の使用経験、CMS(コンテンツ・マネジメ
	ント・システム)の操作経験、HTML/CSS の 基礎知識を有するとなおよい。
	7)大学等での教育・研究業務に携わった経験があるとなおよい。
提出書類	1)履歴書(様式は以下の URL からダウンロードすること。)
	様式ダウンロード先:https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html
	2)志望理由書(書式自由、A4 1~2 枚程度)
	3) 職務経歴書(書式自由、A4、ウェブページ等の制作物があれば、スクリーンショ
	ット等を添付すること。)
提出方法	提出書類1)~3)を1つのPDFファイルにまとめ、以下URLにアップロードしてく
	ださい。なお、ファイル名にはご自身の名前(フルネーム)を入れてください。
	https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f:/g/personal/3843066727_utac_u-
	tokyo_ac_jp/EtaE_4Nd1BFLtamnyDg00dIBRIf0ZclQhXvMOOqSG97thg
	※2~3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
応募締切	令和7年9月16日(火)12時必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
問い合わせ先	〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1
	高大接続研究開発センター事務担当 担当:桑本
	TEL: 03-5841-2529
	e-mail: koudai-jinji★ct.u-tokyo.ac.jp(★→@へ変換してください。)
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止	敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)
措置の状況	
その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
	・東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。
	・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等
	から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の
	共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性が
	ある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支
	障のない範囲に留める必要がある。